



平成 28 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 サイオテクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役社長 喜多 伸夫
(コード番号 3744 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員 小林 徳太郎
電 話 0 3 - 6 4 0 1 - 5 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 29 日に開催を予定している第 19 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 定款第 2 条（目的）の変更

- ① 平成 27 年 9 月 30 日施行の「労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」により、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となりましたので、現行定款第 2 条（目的）を変更するものであります。
- ② 今後の事業内容の多様化に対応するため、また、グループ経営体制の再編を柔軟かつ機動的に行えるように、現行定款第 2 条（目的）を変更するものであります。

(2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）

により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、定款第 31 条（取締役の責任免除）および第 41 条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、定款第 31 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(6) (条文省略)</p> <p>(7) <u>一般労働者派遣業</u></p> <p>(8) 前各号の事業に関連又は付帯する一切の事業及び出資</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) <u>労働者派遣事業</u></p> <p>(8) 前各号の事業に関連又は付帯する一切の事業および出資並びにこれらの事業を営む国内および外国の会社、組合およびこれに相当する事業を営む事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理および支援すること(当該会社等の経営管理および事業運営に関する業務の一部の受託を含む。)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 28 年 3 月 29 日
定款変更の効力発生予定日	平成 28 年 3 月 29 日

以上